

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月13日

【四半期会計期間】 第114期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松知範

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松知範

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第113期 第3四半期 連結累計期間	第114期 第3四半期 連結累計期間	第113期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	327,150	328,825	442,165
経常利益	(百万円)	41,177	45,141	57,657
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	25,285	29,723	36,008
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	42,838	27,833	44,109
純資産額	(百万円)	380,331	394,146	378,708
総資産額	(百万円)	497,744	492,406	494,491
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	153.10	181.29	218.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	152.89	181.11	217.90
自己資本比率	(%)	69.3	72.4	69.4

回次		第113期 第3四半期 連結会計期間	第114期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	59.22	64.02

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社並びにグループ各社(以下、当社グループ)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

全般的な営業の概況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復が続きました。

世界経済は、米国では景気の回復が続き、欧州では緩やかに回復、アジアでは総じて安定した成長が続きましたが、中国では持ち直しの動きに足踏みがみられました。

以上のような事業環境のもと、当社グループでは、グローバルでの市場ニーズを的確に捉えた製品開発、及び受注拡大を目指した営業力強化や生産能力の増強、そして生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった生産革新活動による生産性向上等を着実に実行しております。

その結果、当第3四半期連結累計期間において、売上高は3,288億2千5百万円(前年同期比0.5%増)、営業利益は403億8千8百万円(前年同期比5.9%増)、経常利益は451億4千1百万円(前年同期比9.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は297億2千3百万円(前年同期比17.6%増)と増収増益になりました。

セグメント情報の概況

従来、セグメント情報の概況の売上高は、外部顧客への売上高を記載しておりました。

ヘッドランプのLED化に伴い、セグメント間の内部売上高が増加していることから、従来の記載方法では、営業利益率が実態と乖離しているように見えるため、第1四半期連結累計期間より、セグメント情報の概況の売上高は、四半期連結財務諸表に関する注記事項のセグメント情報と同様に、セグメント間の内部売上高を含めた記載に変更しております。なお、営業利益への影響はありません。

1) 自動車機器事業

世界の自動車生産台数は、中国で微減、日本、欧州で横ばい、米州、アジアで微増となり、全体として横ばいとなりました。二輪車生産台数では、中国で減少したものの、日本で微増、米州、欧州、アジアで増加となり、全体として増加となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの自動車機器事業は、米州における自動車用ランプの減少、ならびに各通貨の為替影響によって減収となったものの、当社が光源から一貫して製造しているLEDヘッドランプが堅調に推移したこと、および二輪車用ランプが増加したことにより、増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における自動車機器事業の売上高は2,650億7千6百万円(前年同期比0.3%減)、営業利益は231億9千9百万円(前年同期比3.7%増)となりました。

2) コンポーネンツ事業

当セグメントが関連するLED照明市場、AV市場は増加となったものの、車載市場は横ばい、情報通信市場、遊技市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループのコンポーネツ事業（LED、液晶等）は、LEDヘッドランプ等の社内向けLEDが堅調に推移しました。従来、社内向けのLEDについては、コンポーネツ事業の利益としておりましたが、LEDヘッドランプの増加により社内取引価格を市場価格にあわせて見直したことによって、コンポーネツ事業は、減収減益となりました。なお、全社の営業利益に変更はありません。

その結果、当第3四半期連結累計期間におけるコンポーネツ事業の売上高は356億1百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益は59億3千6百万円(前年同期比11.3%減)となりました。

3) 電子応用製品事業

当セグメントが関連するLED照明市場は増加、車載インテリア市場は横ばい、OA市場、AV市場のうちカメラ市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの電子応用製品事業（LED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル、社内向け電子基板等）は、LED灯体の光源や制御等に用いる電子基板に加え、当社独自のノートPC用プライバシー機能付きバックライト等が好調に推移し、増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における電子応用製品事業の売上高は764億3千5百万円(前年同期比5.0%増)、営業利益は95億6千8百万円(前年同期比46.7%増)となりました。

財政状態に関する説明

当第3四半期連結会計期間末における総資産は4,924億6百万円となり、前連結会計年度末に比べ20億8千4百万円減少しております。主な要因は、流動資産が4億4千7百万円増加したものの、固定資産が25億3千2百万円減少したことによるものです。流動資産の増加は、受取手形及び売掛金が減少したものの、現金及び預金が増加したこと等によるものです。固定資産の減少は、投資有価証券が減少したこと等によるものです。

負債は982億6千万円となり、前連結会計年度末に比べ175億2千2百万円減少しております。主な要因は、日本における下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正に伴う対応により、支払手形及び買掛金が減少したこと等によるものです。

純資産は3,941億4千6百万円となり、前連結会計年度末に比べ154億3千7百万円増加しております。主な要因は、その他の包括利益累計額が54億7千9百万円減少したものの、株主資本が191億9千6百万円増加したこと等によるものです。その他の包括利益累計額の減少は、その他有価証券評価差額金が減少したこと等によるものです。また、株主資本の増加は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等によるものです。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定め、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

一 基本方針の内容（概要）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である当社が長年培ってきた“光技術”及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相応な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み（概要）

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、平成22年に「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

平成29年4月～平成32年3月の「第 期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「グローバルで光り輝く経営」「グローバルで光り輝く事業」「グローバルで光り輝く文化・風土」を最重要事項として位置づけております。

「グローバルで光り輝く経営」では、事業、機能、地域の3つの軸のグループマトリクス経営を確立し、スタンレーグループのあらゆる組織がグローバルに連携して、継続的に企業価値を向上する取り組みを行う姿を目指し、グローバルでキャッシュを創出し成長へ投資するという好循環を形成していきます。

「グローバルで光り輝く事業」では、世界の優良企業としてのスタンレーブランドを確立して、全ての顧客から重要なパートナーと認められることを目指します。そのために、世界No. 1の光技術の獲得に努め、高付加価値、高品質製品の提供につなげることで、社会に広く貢献していきます。

「グローバルで光り輝く文化・風土」では、スタンレーグループビジョンを基盤として、社員一人一人の個性を豊かなものに醸成し、多様な個性から構成される、創造的で互いに協力し合う集団へとスタンレーグループを変えていきます。

これらの取り組みによる中長期の経営指標を以下のように定めております。

ROEは、15%を目標としております。

連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。

成長のエンジンとして売上高の向上に加えて、生産性の向上に注力し、一人あたり付加価値額の向上を目指しております。

損益分岐点比率を意識した、強い経営体質を目指しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に從來から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、社外取締役を平成22年から1名、平成27年から2名選任するとともに、社外取締役及び社外監査役を構成員とし、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行う代表取締役の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名を、独立役員に指定の上、東京証券取引所に届け出ております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に『スタンレーグループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。さらに、平成25年には社内の遵法意識の醸成・定着をより推進・強化するための専任組織を設置し、従業員へのコンプライアンス教育を徹底して行っております。また、平成28年には総務部法務課を独立させ法務部とし、コンプライアンスのさらなる強化を図っております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の又はに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するように要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから最長60日間（ただし、合理的理由がある場合には、独立委員会は30日間を上限とする合理的な範囲内において、当該期間を延長することができます。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は135億9千万円であります。

また、当社グループでは、関連会社とも連携をとり開発活動を行っており、当第3四半期連結累計期間の持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、15億3千9百万円であります。なお、持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、四半期連結損益計算書の研究開発費の総額には含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に変更及び新たな締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	175,200,000	175,200,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	175,200,000	175,200,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年11月14日 (注)	400	175,200		30,514		29,825

(注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,358,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,110,000	1,641,100	
単元未満株式	普通株式 131,200		
発行済株式総数	175,600,000		
総株主の議決権		1,641,100	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	11,358,800		11,358,800	6.47
計		11,358,800		11,358,800	6.47

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 当第3四半期会計期間末日現在において、所有する自己株式数は11,739,108株、発行済株式総数に対する所有自己株式数の割合は6.70%であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,601	132,843
受取手形及び売掛金	1 73,485	1 71,715
たな卸資産	28,721	28,934
その他	19,927	20,685
貸倒引当金	8	4
流動資産合計	253,727	254,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	61,153	61,890
機械装置及び運搬具（純額）	53,221	53,800
工具、器具及び備品（純額）	22,587	20,434
土地	14,983	14,989
リース資産（純額）	265	308
建設仮勘定	14,368	16,444
有形固定資産合計	166,579	167,867
無形固定資産		
のれん	42	-
その他	5,190	5,336
無形固定資産合計	5,232	5,336
投資その他の資産		
投資有価証券	65,092	60,334
繰延税金資産	1,822	2,114
その他	2,035	2,577
投資その他の資産合計	68,951	65,027
固定資産合計	240,764	238,231
資産合計	494,491	492,406

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 51,973	1 40,658
短期借入金	5,372	5,613
1年内償還予定の社債	-	10,000
リース債務	123	126
未払法人税等	5,349	3,229
賞与引当金	4,696	3,092
役員賞与引当金	198	145
その他	23,165	21,837
流動負債合計	90,878	84,703
固定負債		
社債	10,000	-
リース債務	153	197
繰延税金負債	7,636	7,074
役員退職慰労引当金	35	41
退職給付に係る負債	5,455	4,804
資産除去債務	446	450
その他	1,177	988
固定負債合計	24,905	13,556
負債合計	115,783	98,260
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,878	29,878
利益剰余金	289,178	309,207
自己株式	26,496	27,329
株主資本合計	323,074	342,271
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,299	18,871
為替換算調整勘定	3,105	4,353
退職給付に係る調整累計額	330	133
その他の包括利益累計額合計	19,864	14,384
新株予約権	413	334
非支配株主持分	35,355	37,154
純資産合計	378,708	394,146
負債純資産合計	494,491	492,406

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	327,150	328,825
売上原価	254,963	253,746
売上総利益	72,186	75,078
販売費及び一般管理費	34,047	34,689
営業利益	38,139	40,388
営業外収益		
受取利息	405	721
受取配当金	553	653
持分法による投資利益	1,644	2,234
受取ロイヤリティー	1,036	1,173
為替差益	-	69
雑収入	495	509
営業外収益合計	4,134	5,362
営業外費用		
支払利息	100	92
為替差損	245	-
特別調査費用	177	76
支払補償費	129	-
雑損失	443	439
営業外費用合計	1,096	609
経常利益	41,177	45,141
特別利益		
固定資産売却益	103	24
特別利益合計	103	24
特別損失		
固定資産除却損	1,422	768
訴訟損失引当金繰入額	1 2,316	-
特別損失合計	3,739	768
税金等調整前四半期純利益	37,542	44,397
法人税等	7,999	10,392
四半期純利益	29,542	34,004
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,257	4,280
親会社株主に帰属する四半期純利益	25,285	29,723

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	29,542	34,004
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	5,156	4,428
為替換算調整勘定	7,050	1,892
退職給付に係る調整額	191	196
持分法適用会社に対する持分相当額	897	46
その他の包括利益合計	13,295	6,170
四半期包括利益	42,838	27,833
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	37,163	24,244
非支配株主に係る四半期包括利益	5,675	3,589

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	173百万円	184百万円
支払手形	568百万円	280百万円

2. コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関5社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 訴訟損失引当金繰入額

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

訴訟損失引当金繰入額は、米国における民事訴訟(クラスアクション)について、原告等との間で原則的合意に至ったことによる和解金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	25,652百万円	25,182百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月22日 取締役会	普通株式	2,980	18.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	3,470	21.00	平成29年9月30日	平成29年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月21日 取締役会	普通株式	3,938	24.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金
平成30年10月29日 取締役会	普通株式	4,106	25.00	平成30年9月30日	平成30年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	265,545	22,647	38,866	91	-	327,150
セグメント間の内部 売上高又は振替高	323	13,301	33,913	1,869	49,408	-
計	265,868	35,949	72,780	1,961	49,408	327,150
セグメント利益	22,377	6,692	6,520	37	2,510	38,139

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額2,510百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,422百万円、セグメント間取引消去4,988百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	264,826	21,812	41,807	378	-	328,825
セグメント間の内部 売上高又は振替高	249	13,789	34,628	1,954	50,621	-
計	265,076	35,601	76,435	2,333	50,621	328,825
セグメント利益	23,199	5,936	9,568	64	1,620	40,388

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額1,620百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,225百万円、セグメント間取引消去4,910百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	153.10円	181.29円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	25,285	29,723
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	25,285	29,723
普通株式の期中平均株式数(千株)	165,150	163,954
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	152.89円	181.11円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	232	162
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成29年7月31日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 222千株)	平成30年7月26日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 221千株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 中間配当

平成30年10月29日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額	4,106百万円
1株当たりの金額	25.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年11月29日
中間配当基準日	平成30年9月30日

(2) 訴訟の提起について

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国、米国において民事訴訟(クラスアクション)の提起を受けておりましたが、米国においては当該クラスアクションの原告等との間で、和解について合意に至りました。

なお、カナダ国における訴訟は継続しております。また、カナダ国における訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響につきましては、現時点で合理的に予測することは困難であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月13日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	圭	司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。